

国民年金保険料

学生納付特例申請について

外国人のみなさま / International

For more information about the public pension system, please visit the Japan Pension Service website.

pension international 検索

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>



このお知らせは、令和7年度に学生納付特例制度をご利用され、引き続き令和8年度も在学予定の方にお送りしています。

令和8年度も学生納付特例制度の利用を希望する方へ

令和8年度（令和8年4月～令和9年3月）の学生納付特例申請が必要です。オンラインまたは同封の申請書（ハガキ）で申請してください。

＜オンラインで申請する場合＞

マイナポータルと「ねんきんネット」を連携済みの方

日本年金機構からマイナポータルにお知らせ「国民年金保険料の学生納付特例制度の手続きについて」をお送りしています。お知らせ内の「申請」ボタンから申請できます。

マイナポータルと「ねんきんネット」を連携していない方

連携していなくてもマイナポータルから申請できます。申請方法はリーフレット下部の図＜オンラインで申請＞をご覧ください。

＜申請書（ハガキ）で申請する場合＞

必要事項を記入し、郵送してください。

学生納付特例の申請方法

＜オンラインで申請＞

マイナポータルにログイン後、下図赤枠部分を順にタップし「手続きに進む」から申請してください。



マイナポータルはこちら
<https://myna.go.jp>

マイナポータルと「ねんきんネット」を連携済みの方はこちらからお知らせをご確認ください。

※ 申請書（ハガキ）の記入例は裏面にあります。

※ 在学する学校等に変更がある方は、同封の申請書（ハガキ）で申請することはできません。マイナポータルからオンラインで申請、もしくは住所地の市（区）役所または町村役場、お近くの年金事務所で申請してください。

<申請書（ハガキ）で申請>

青字部分を全て記入し、同封の個人情報保護シールを貼り付けて郵送してください。

学校の名称	年金大学	
学校の所在地	東京 <small>都 府 県</small>	杉並 <small>市 区 町 村</small>
在学予定年月（入学年月）	平成 <small>令 和</small> 5 年 4 月 入学	（卒業予定年月）令和 9 年 3 月 卒業予定
学生納付特例申請期間	令和 8 年 4 月 から 令和 9 年 3 月 まで ← 今回の申請は最長で令和9年3月までとなります。	
前年所得	※「所得＝収入－必要経費」です。記入にあたっては、同封の記入例をご覧ください。 ① なし ② あり（128万円以下） ③ あり（128万円超）⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 【あり（人） ・ なし】	受付年月日
上記のとおり国民年金保険料学生納付特例を申請します。 この申請に必要な所得情報等の確認を市区町村（前住所地等を含む）および 令和 8 年 4 月 9 日 日本年金機構に委託します。 日本年金機構理事長あて 〒 168 - 8505		
住所 (住民票の住所)	東京 <small>都 府 県</small> 杉並 <small>市 区 町 村</small> 高井戸西3-5-24	
被保険者氏名 (学生ご本人の氏名)	年金 太郎 (電話 XX - XXXX - XXXX)	

【住所、被保険者氏名】欄

被保険者（学生）ご本人の住所と
氏名をご記入ください。
※ 住民票の住所をご記入ください。

【前年所得】欄

いずれかに必ず○を記入してください。
給与所得者の場合の所得計算方法：年間所得＝収入－給与所得控除（65万円～）
（アルバイト収入のみの場合）
アルバイト収入が1カ月4万円（年間48万円）の場合は、給与所得控除（65万円）以下
であるため、所得は「1. なし」となります。（48万円－65万円＝▲17万円となるため）

学生納付特例が承認された期間の取り扱い

学生納付特例が承認された期間は、老齢年金を受け取るための資格期間（受給資格期間）に算入されますが、年金額には反映されません。

なお、期間中に、けがや病気で障害が残った場合や、死亡といった不測の事態が起こった場合には、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。

学生納付特例が承認された期間の保険料の追納

学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、お申し込みにより後から納めること（追納）ができ、追納した期間は、保険料を全額納付した場合と同じ扱いになります。

ただし、学生納付特例が承認された期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。



追納制度の詳細はこちらからご確認ください。

保険料の納付を希望する方へ

学生納付特例制度を利用せず保険料を納付する場合は、別途お送りする納付書を使用してください。

なお、保険料は前払いすることで割引が適用されます（前納制度）。

詳しくは右の二次元コードから日本年金機構ホームページをご確認ください。

納付方法やご使用いただく納付書について不明点があれば、封筒裏面のねんきん加入者ダイヤルまたはお近くの年金事務所にご連絡ください。



納付方法や前納制度の詳細はこちらからご確認ください。